

○遠賀町高齢者等住宅改造助成事業実施要綱

平成12年9月21日要綱第20号

改正

平成16年3月29日告示第21号

平成18年3月30日告示第50号

平成24年6月4日告示第53号

遠賀町高齢者等住宅改造助成事業実施要綱

(目的)

第1条 遠賀町高齢者等住宅改造助成事業(以下「事業」という。)は、在宅の要援護者若しくは障害者(以下「高齢者等」という。)又はこれらと同居する世帯に対し、高齢者等に配慮した住宅に改造するための資金を助成することにより、高齢者等の家庭での自立を促進し、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、遠賀町とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号の全てに該当する者で、町長が住宅改造(維持補修的なものを除く。)を真に必要と認めたものとする。

(1) 遠賀町内に住所を有する者

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者

ア 介護保険要介護認定において、要支援以上の認定を受けた者

イ 身体障害者(身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者及びそれ以外の者で、補装具として車いす等の交付を受けており、町長が特に必要と認めた者)

ウ 知的障害者(療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に「A」と表示された者及び療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知能指数35以下と認められる者)

エ 重複障害者(児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ身体障害者手帳の3級に該当する者)

(3) 前号アに該当する者にあつては、次に掲げるいずれかのものが住宅改造を必要と認めた者

ア 遠賀町地域包括支援センター

イ 遠賀町在宅介護支援センター

ウ 福岡県高齢者等住宅改造アドバイザー

エ 高齢者・障害者の住宅改造に専門的な知識を有する者で、町長が適当と認めるもの

(4) 当該対象世帯生計中心者の申請時における当該年度町民税(4月1日から6月30日にあつては前年度とする。)及び前年(1月1日から6月30日にあつては前々年とする。)所得税課税年額が非課税の世帯に属する者

(助成対象工事)

第4条 事業の対象となる住宅改造(以下「助成対象工事」という。)は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、洗面所、台所等在宅の高齢者等が利用する部分に関するもので、当該高齢者等の自立を促し、日常生活の利便を図り、若しくは介護者の負担が軽減される改造とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成対象工事に要する経費とする。

(事業の適用)

第6条 助成は、当該住宅につき、1回限りとする。ただし、高齢者等の身体状況等の著しい変化等の理由により、新たな住宅の改造が必要であると認められる場合はこの限りではない。

(助成額)

第7条 助成額は、助成対象経費と300,000円のいずれか低い額とする。

(申請手続)

第8条 事業の助成を希望する者(以下「申請者」という。)は、申請書(別紙様式第1号)に次の書類を添付し、町長に申請するものとする。

(1) 工事見積書の写し

- (2) 平面図及び改造を要する部分の写真
- (3) 住宅改造承諾書（借家・借間の場合）
（助成の決定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された申請書等を審査のうえ、助成の可否を決定し、助成・却下決定通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要と認める場合には、第3条第3号アからエに掲げるいずれかのものに意見を求めることができるものとする。

（届出義務）

第10条 申請者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 死亡又は住所を変更した場合
- (2) 医療機関、介護保険施設、若しくは福祉施設等に入院、入所した場合
- (3) 助成対象工事に変更が生じた場合

（完了報告）

第11条 申請者は、第9条の決定通知を受けた後に住宅の改造を行い、助成対象工事が完了したときには、工事完了届出書（別紙様式第3号）に次の書類を添付して、速やかに町長に報告するものとする。

- (1) 工事代金請求明細書
- (2) 改造した部分の写真

（助成金の支給）

第12条 町長は、前条の規定により提出のあった工事完了届出書等を審査のうえ助成額を確定し、助成金額確定通知書（別紙様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による助成金額の通知をもとに、申請者から助成金請求書（別紙様式第5号）の提出があったときは、当該助成金を支給するものとする。

3 助成金の支給を受けた者は、速やかに改造等の代金を支払い、その領収書を町長に提出しなければならない。

（助成決定の取消）

第13条 助成対象者が次のいずれかに該当した場合、町長は助成の決定を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があった場合
- (2) 工事完了届が提出されない場合

（他の制度との調整）

第14条 町長は、この事業を実施する場合、次の各号の事業との調整を図り助成金の適正な執行に努めるものとする。

- (1) 介護保険法居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費（以下「介護保険住宅改修費」という。）

ア 第3条第2号のアに該当する者及びその世帯が申請する場合で、助成対象工事に介護保険法第45条第1項の規定により、厚生大臣が定める住宅改修の種類が含まれる場合は、助成決定の前提として介護保険住宅改修費の申請（予定）額が介護保険住宅改修費支給限度基準額に達していることとする。

イ 町長は、この事業による助成決定を行う際には、介護保険住宅改修費申請内容を把握し、明確に区分されていることを確認するものとする。

- (2) 重度身体障害者日常生活用具給付事業（以下「重度身障者用具」という。）

ア 第3条第2号のイに該当する者及びその世帯が申請する場合で、助成対象工事に「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」（平成12年3月31日付厚生省障害保健福祉部長通知）別紙住宅改修費給付事業実施要綱4に定める住宅改修費の種類が含まれる場合においては、助成決定の前提として重度身障者用具の申請額が同給付限度額に達していることとする。

イ 町長は、この事業による助成決定を行う際には、重度身障者用具申請内容を把握し、明確に区分されていることを確認するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月29日告示第21号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日告示第50号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月4日告示第53号）

この告示は、公布の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

様式（省略）